

令和２年度経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業
(割賦販売法関係法令及び商品先物取引関係法令に係る
行政手続関係の効率化・電子化に向けた調査)
調査報告書

令和３年３月

みずほ情報総研株式会社

～ 目次 ～

1. はじめに	2
1.1 事業の目的と方針	3
1.2 事業内容	4
1.2.1 事業の実施内容	4
1.2.2 実施体制	5
2. 実施内容	6
2.1 対象行政手続きの調査	6
2.1.1 対象行政手続きの選定	6
2.1.2 対象行政手続きに関する業務内容の事前把握	6
2.1.3 商品先物取引法に係る業務の遂行状況	7
2.1.4 関東経済産業局における業務の遂行状況	7
2.2 現行業務フロー作成	8
2.2.1 現行業務フロー作成	8
2.3 現状の行政手続きコストの算出	12
2.3.1 現状の行政手続きコストの算出	12
2.4 対象行政手続きの課題整理と改善策・解決策の検討	13
2.4.1 対象行政手続きの課題整理と改善策・解決策の検討	13
2.4.2 関東経済産業局との課題及び改善策・解決策の意見交換	13
2.4.3 商取引監督課商先班との課題及び改善策・解決策の意見交換	14
2.5 対象行政手続きの電子化に向けた ToBe 案の検討	15
2.5.1 対象行政手続きの電子化に向けた ToBe 案の検討	15
2.5.2 商取引監督課商先班との ToBe 案に関する意見交換	20
2.5.3 関東経済産業局との ToBe 案に関する意見交換	20

1. はじめに

～ 事業の背景 ～

経済産業省商取引監督課は、割賦販売法、商品先物取引法に基づく監督・検査行政を所管している。その業務の中で、監督行政において必要となる行政手続（各種届出等）を事業者に求めているが、経済産業省「行政手続簡素化のための基本計画／対象手続一覧表」により、その実態を確認すると、課として所管する行政手続が年間 5 0 0 0 件を超えている中で、手続のオンライン化が進んでいない状況がある。

近年のデジタル化の動きは、企業に止まらず行政にも及んでいる。行政手続コストの負荷軽減が社会的課題とされる中で、行政手続、更には行政の事務そのものの電子化、更には、その前提となる押印廃止・本人確認の電子化に対する要請も強まっている。

他方で、我が国の組織では、従来の仕事の仕方（≒複雑な業務フロー）を維持したまま「デジタル化」を図ろうとし、結果的に取組が頓挫するケースが見られる。行政手続、及びそれに連なる官民のワークフロー全体のデジタル化を実現するためには、その前提として、事業者と行政双方の業務を見える化し、デジタルを前提とした業務フローをデザインする取組（B P R）が不可欠である。

割賦販売法、商品先物取引法の事務の電子化に際しては、以下 3 点、留意すべき事項がある。

1 点目は、商取引監督課が所管する手続事務においては、地方経済産業局（以下、地方局という）が担う事務が相当程度存在する事である。すなわち、霞ヶ関の商取引監督課に加えて、個々の地方局ごとの事務の実態を把握し、変えていくことが必要となる。

2 点目は、「一つ一つの手続の件数は少ないが、種類が多く、全ての手続きの件数を合計するとかなりの数に上る」という分野特性である。割賦販売法、商品先物取引法の手続は、多いものでも数百件程度に留まるが、手続きの種類は多いことから、分野全体では年間手続件数は 5 0 0 0 件に上り、その対応に要するコストは事業者側、行政側双方において軽視できない量となっている。

3 点目は、業務・手続きのデジタル化におけるインフラ整備のあり方である。日本の行政機関の制度所管課は、制度の企画・運用を担当する組織として設計されており、独自システムの開発、恒常的なメンテナンスを担い得る組織設計とはなっていないことが多い。仮に大型システムの「開発」に成功したとしても、その後のメンテナンス（専門人員の配置、予算の確包含む）は開発以上の課題となることが予想される。すなわちデジタル化に際しては、徒に巨額の予算を投じてハイスpekなシステムを開発すれば良いという訳ではなく、このような組織でも継続的に運営し得るシステムのデザインが必要となる。個々の原課が独自のシステムを構築することは組織経済的に非効率であるという問題もある中で、新しい本人確認手法である「GビズID」の導入、政府のプラットフォームである e-Gov のリプレイス等、省庁横断的なデジタルインフラの整備も進められている。制度所管課だけではシステムの開発、メンテナンスが困難であり、このような共通プラットフォームを如何に活用していくかも重要なポイントとなる。

1.1 事業の目的と方針

本事業では、先述した事業の背景並びに下記の方針に従い、現状の業務を把握・分析し、その実態の可視化（現行業務フロー図の作成）及び電子化に向けた課題整理及び解決策・改善策の検討を行うことを目的とする。

～ 検討の方針 ～

- ・「割賦販売法」及び「商品先物取引法」に基づき、定められた行政手続（各種届出等）に準拠された現行業務を分析し、可視化すること。
- ・現状の業務を統括されている商取引監督課に、現行業務をヒアリングしてその業務内容（特に、申請の様式や記入項目、本人確認、添付書類等）を把握し、分析すること。
- ・地方局が実施している業務については、ヒアリングによって個々の実態を把握し、業務全体を可視化すること。
- ・実態を把握する行政手続は、割賦販売法 2 件、商品先物取引法 1 件と限定的であるが、オンライン手続きが普及していない手続きは 20 件にも上る為、その共通となる事項を掘り下げて分析すること。
- ・コスト削減の観点から、現状の行政手続に要する時間を計測し、現状を把握すること。

1.2 事業内容

1.2.1 事業の実施内容

「1.1 事業の目的と方針」に記載した内容に基づき、以下の検討作業を行った。

(1) 実施作業一覧

番号	作業項目
(1)	対象行政手続きの調査
(2)	現行業務フロー作成
(3)	現状の行政手続きコストの算出
(4)	対象行政手続きの課題整理と改善策・解決策の検討
(5)	対象行政手続きの電子化に向けた ToBe 案の検討

図表 1-1 作業一覧

(2) 実施方法

主な検討や作業は、みずほ情報総研社内にて実施し、必要に応じて経済産業省にて調査やヒアリングを実施。打合せ用資料や現行業務フロー図等はみずほ情報総研にて作成後に、会議にてレビューや意見交換を行い、最終化を行った。

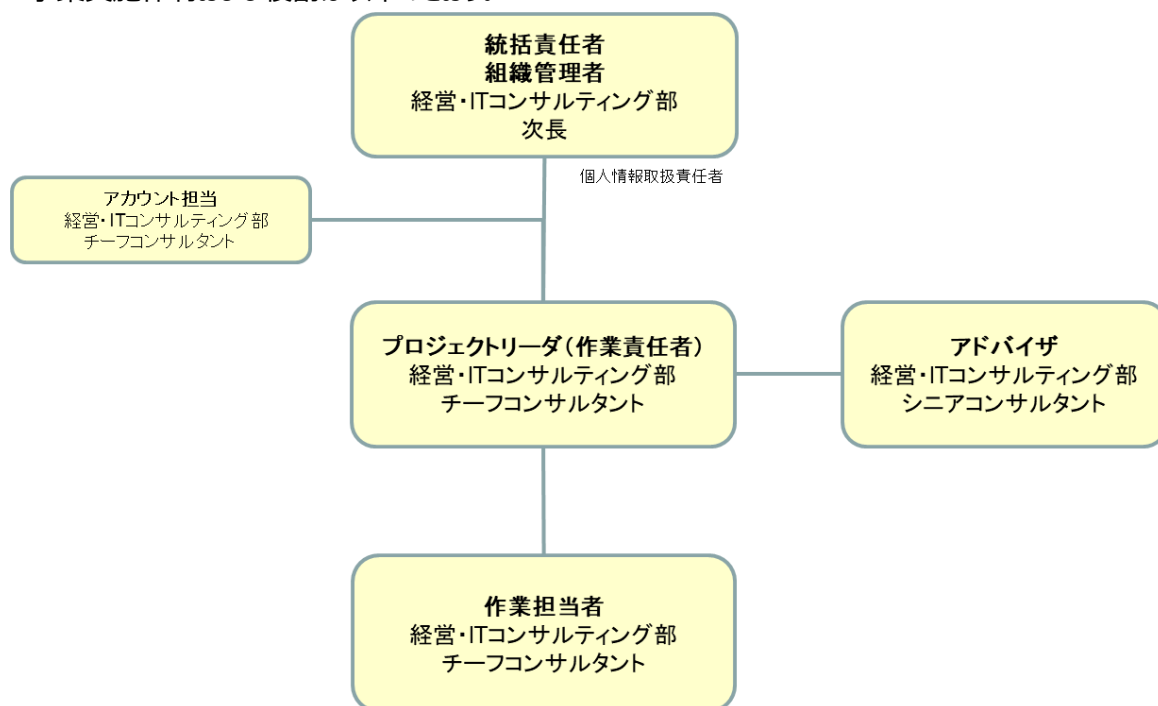
また、作業の実施にあたり、以下のように情報管理を行った。

保護すべき情報については、指定された役務実施場所でのみ取り扱い、経済産業省内でのみ取り扱うこととされた情報の省外への持ち出しは行わなかった。

情報セキュリティ対策に係る取り組みとして、本作業において使用する情報（電子データ、紙資料、冊子等）の授受に関しては、「借用物品管理簿」を作成し、情報授受のたびに情報資産の内容を記載し管理を行った。電子メールにファイルを添付し、情報の授受を行う場合には、添付ファイルにパスワードを付与した。

1.2.2 実施体制

事業実施体制および役割は以下のとおり。



図表 1-2 実施体制図

2. 実施内容

本事業で実施した内容を記載する。

2.1 対象行政手続きの調査

2.1.1 対象行政手続きの選定

本事業における対象行政手続きについて、経済産業省職員と協議の上、年間の作業件数及び作業の負担感等を鑑み、以下の3業務を選定した。

手続名	根拠法令等	条項	所管部課名
登録申請事項変更登録	割賦販売法	第33条の3第1項	商取引監督課
許可割賦販売業者または法35条の3の61の許可を受けた者に関する報告書（財産及び収支に関する報告書）の提出	割賦販売法施行規則	第136条1号①	商取引監督課

図表 2-1 割賦販売法の手続き

手続名	根拠法令等	条項	所管部課名
商号等変更の届出書の提出	商品先物取引法	第195条第1項	商取引監督課

図表 2-2 商品先物取引法の手続き

2.1.2 対象行政手続きに関する業務内容の事前把握

以下のように経済産業省情報プロジェクト室の職員に対して、同職員が事前に把握した対象行政手続きの内容について、以下のようにヒアリングを実施し、内容の確認を行った。

実施日	時間	実施場所	ヒアリング対象者
2021年2月26日	10:00～ 11:30	Web会議	情報プロジェクト室職員 1名 商取引監督課職員 1名
2021年3月1日	10:00～ 11:00	Web会議	情報プロジェクト室職員 1名 商取引監督課職員 1名

図表 2-3 情報プロジェクト室への事前ヒアリング

2.1.3 商品先物取引法に係る業務の遂行状況

以下のように商取引監督課商先班に対して、商品先物取引法に係る手続きのヒアリングを実施した。ヒアリングでは、「2.1.2 対象行政手続きに関する業務内容の事前把握」で確認した内容を元に作成した、現行業務フロー図を用いて確認を行った。

実施日	時間	実施場所	ヒアリング対象者
2021 年 3 月 5 日	13 : 00～ 15 : 00	Web 会議	情報プロジェクト室職員 1 名 商取引監督課職員 4 名

図表 2-4 商取引監督課商先班へのヒアリング

2.1.4 関東経済産業局における業務の遂行状況

以下のように関東経済産業局に対して、割賦販売法に係る手続きのヒアリングを実施した。ヒアリングでは、「2.1.2 対象行政手続きに関する業務内容の事前把握」で確認した内容を元に作成した、現行業務フロー図を用いて確認を行った。

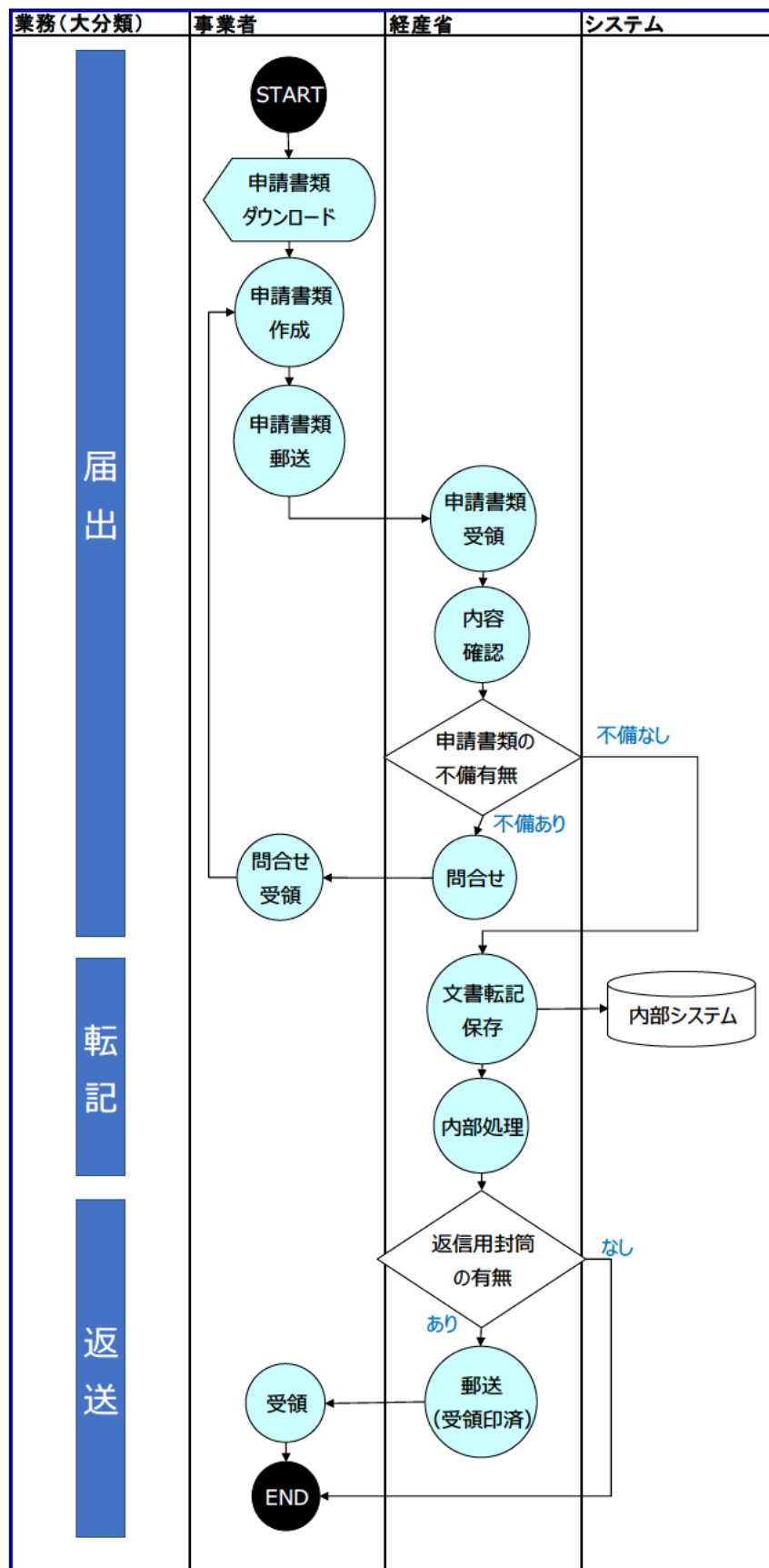
実施日	時間	実施場所	ヒアリング対象者
2021 年 3 月 8 日	15 : 00～ 17 : 00	Web 会議	関東経済産業局職員 4 名 情報プロジェクト室職員 1 名 商取引監督課職員 2 名

図表 2-5 関東経済産業局へのヒアリング

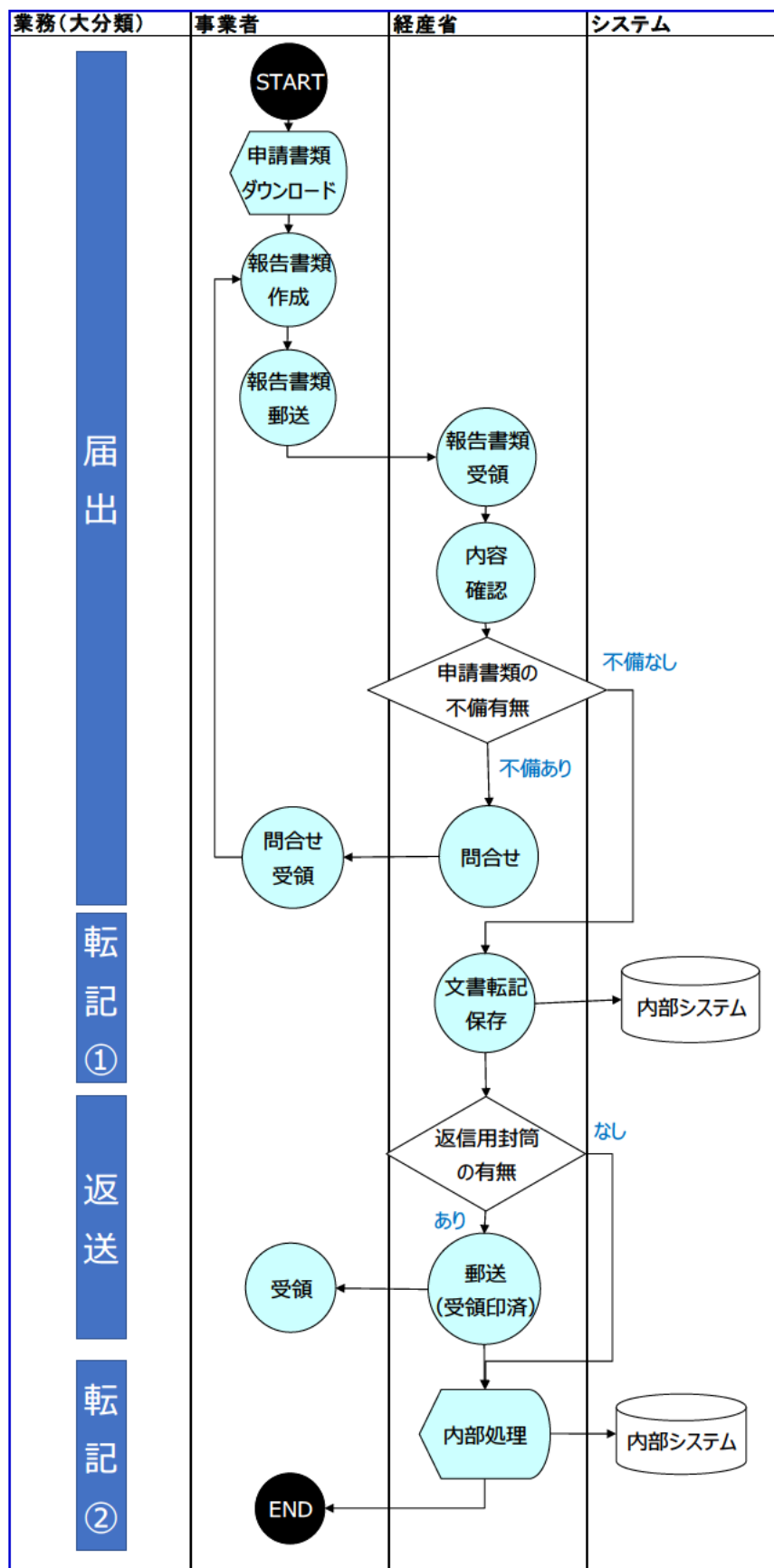
2.2 現行業務フロー作成

2.2.1 現行業務フロー作成

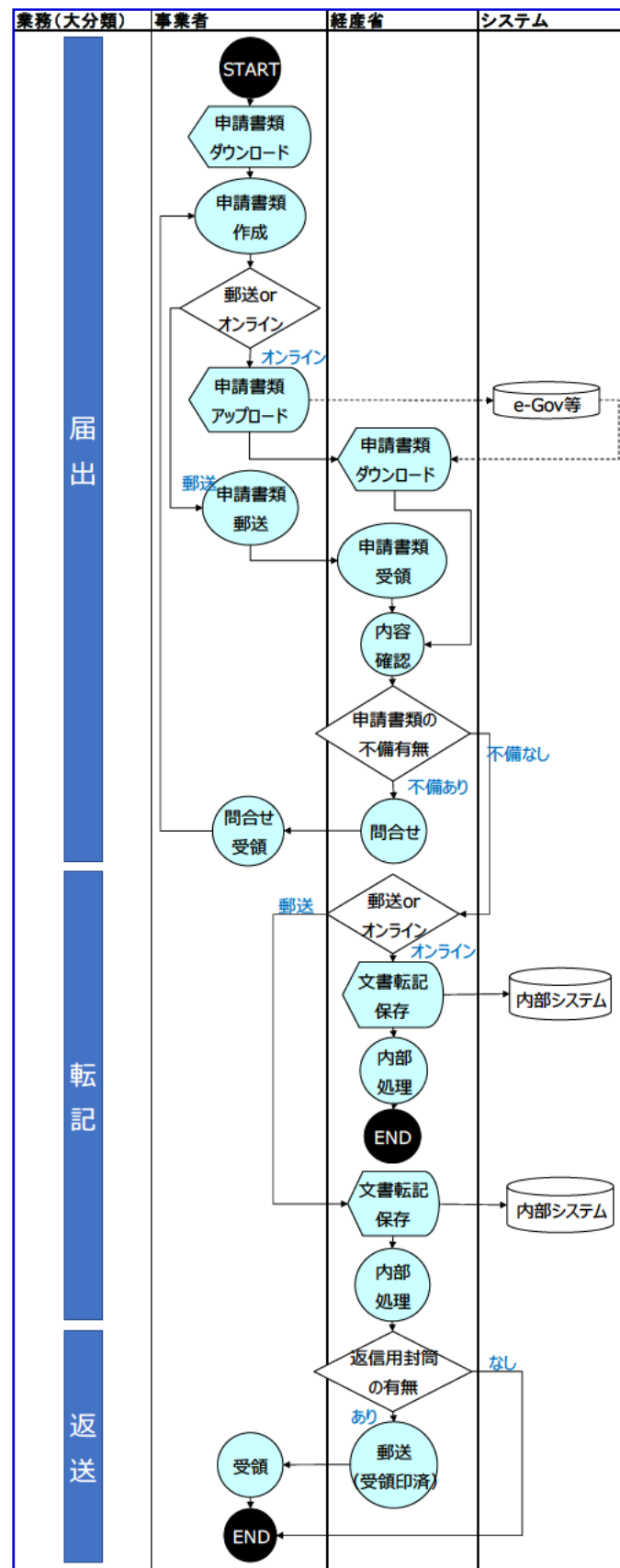
経済産業省情報プロジェクト室及び商取引監督課商先班並びに関東経済産業局へのヒアリング結果を元に、図表 2-1 及び 2-2 で示した対象行政手続きの現行業務フロー図を作成した。作成した現行業務フロー図を図表 2-6、2-7、2-8 に示す。



図表 2-6 現行業務フロー図（登録申請事項変更登録）



図表 2-7 現行業務フロー図（財産及び収支に関する報告書の提出）



図表 2-8 現行業務フロー図（商号等変更の届出書の提出）

2.3 現状の行政手続コストの算出

2.3.1 現状の行政手続コストの算出

経済産業省情報プロジェクト室及び商取引監督課商先班並びに関東経済産業局へのヒアリング結果を元に、図表 2-1 及び 2-2 で示した対象行政手続きの現行の行政手続コストを作成した。現行の行政手続コストは、現行の業務フロー図における作業単位で、1 件当たりの作業量や作業の実施者、年間での作業量等を算出した。事業者および行政での、1 件あたりの作業量は図表 2-9、2-10、2-11 に示す。

	作業量（分）
事業者	93
行政	317

図表 2-9 1 件当たりの作業量（登録申請事項変更登録）

	作業量（分）
事業者	523
行政	513

図表 2-10 1 件当たりの作業量（財産及び収支に関する報告書の提出）

	作業量（分）
事業者	65
行政	78

図表 2-11 1 件当たりの作業量（商号等変更の届出書の提出）

2.4 対象行政手続きの課題整理と改善策・解決策の検討

2.4.1 対象行政手続きの課題整理と改善策・解決策の検討

経済産業省情報プロジェクト室及び商取引監督課商先班並びに関東経済産業局へのヒアリング結果を元に、図表 2-1 及び 2-2 で示した対象行政手続きの電子化における課題をまとめた課題整理表を作成した。課題整理表には、各課題に対する改善策・解決策についても記載した。改善策・解決策は、必要に応じて各課題に対し複数検討し、それぞれのメリット・デメリットについて整理を行った。なお、課題整理表については非公表とするが、把握した各手続の共通課題と改善策・解決策の概要について、図表 2-12 に示す。

各手続の共通課題（概要）	改善策・解決策（概要）
・事業者から受領した資料の確認作業について、作業負担が大きい	・インプットのデータ化（申請・受付の電子化）によるシステム上での自動チェックの実施
・紙の申請書のデータ転記作業について、作業負担が大きい	・RPA 活用によるデータ転記作業の自動化

図表 2-12 各手続の共通課題と改善策・解決策の概要

2.4.2 関東経済産業局との課題及び改善策・解決策の意見交換

以下のように関東経済産業局に対して、課題整理表を用いて、対象行政手続きの電子化における課題及びその改善策・解決策について意見交換を実施した。

実施日	時間	実施場所	ヒアリング対象者
2021 年 3 月 12 日	10 : 30 ~ 11 : 30	Web 会議	関東経済産業局職員 4 名 情報プロジェクト室職員 1 名 商取引監督課職員 2 名

図表 2-13 関東経済産業局との課題及び改善策・解決策の意見交換

2.4.3 商取引監督課商先班との課題及び改善策・解決策の意見交換

以下のように商取引監督課商先班に対して、課題整理表を用いて、対象行政手続きの電子化における課題及びその改善策・解決策について意見交換を実施した。

実施日	時間	実施場所	ヒアリング対象者
2021 年 3 月 12 日	14 : 30～ 15 : 00	Web 会議	情報プロジェクト室職員 1 名 商取引監督課職員 4 名

図表 2-14 商取引監督課商先班との課題及び改善策・解決策の意見交換

2.5 対象行政手続きの電子化に向けた ToBe 案の検討

2.5.1 対象行政手続きの電子化に向けた ToBe 案の検討

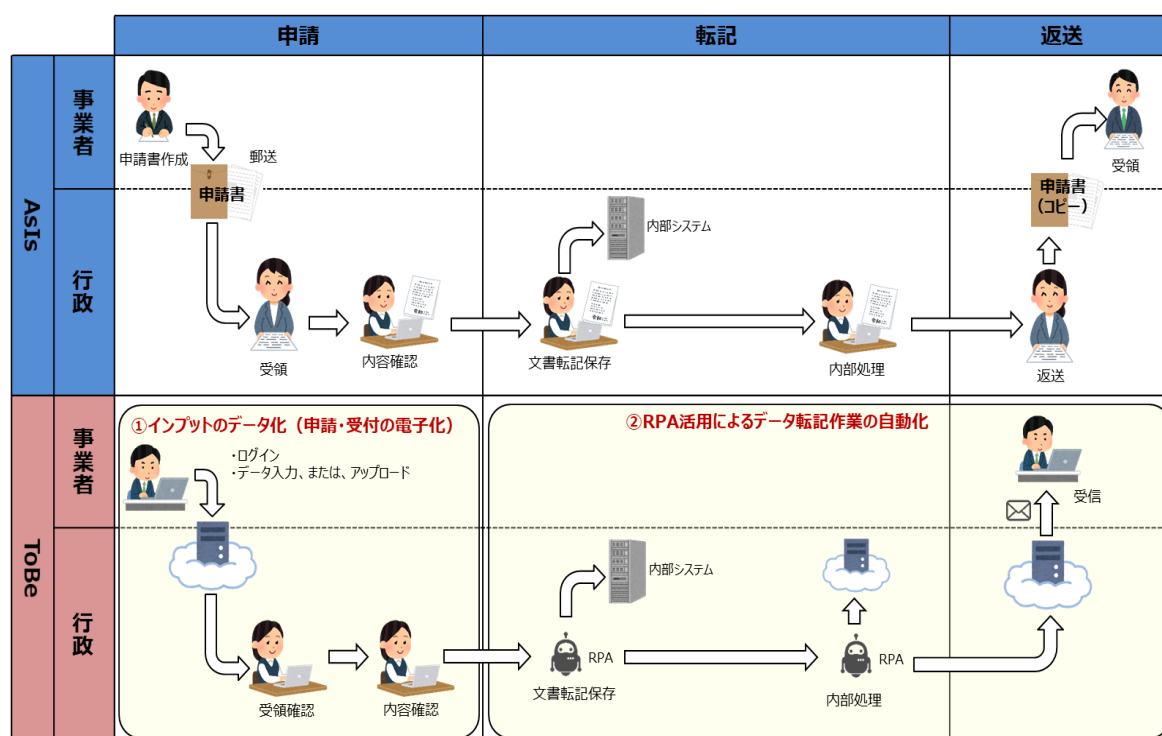
経済産業省商取引監督課商先班並びに関東経済産業局との、課題及び改善策・解決策の意見交換結果を元に、対象行政手続きの電子化に向けた ToBe 案を作成した。電子化に向けた ToBe 案には、対象行政手続きごとの ToBe フロー（案）や電子化を実現する施策の功罪表の整理等を実施した。

電子化に向けた ToBe 案は、割賦販売法に係る手続き、商品先物取引法に係る手続きそれぞれについて作成した。

(1) 電子化に向けた ToBe 案(割賦販売法)

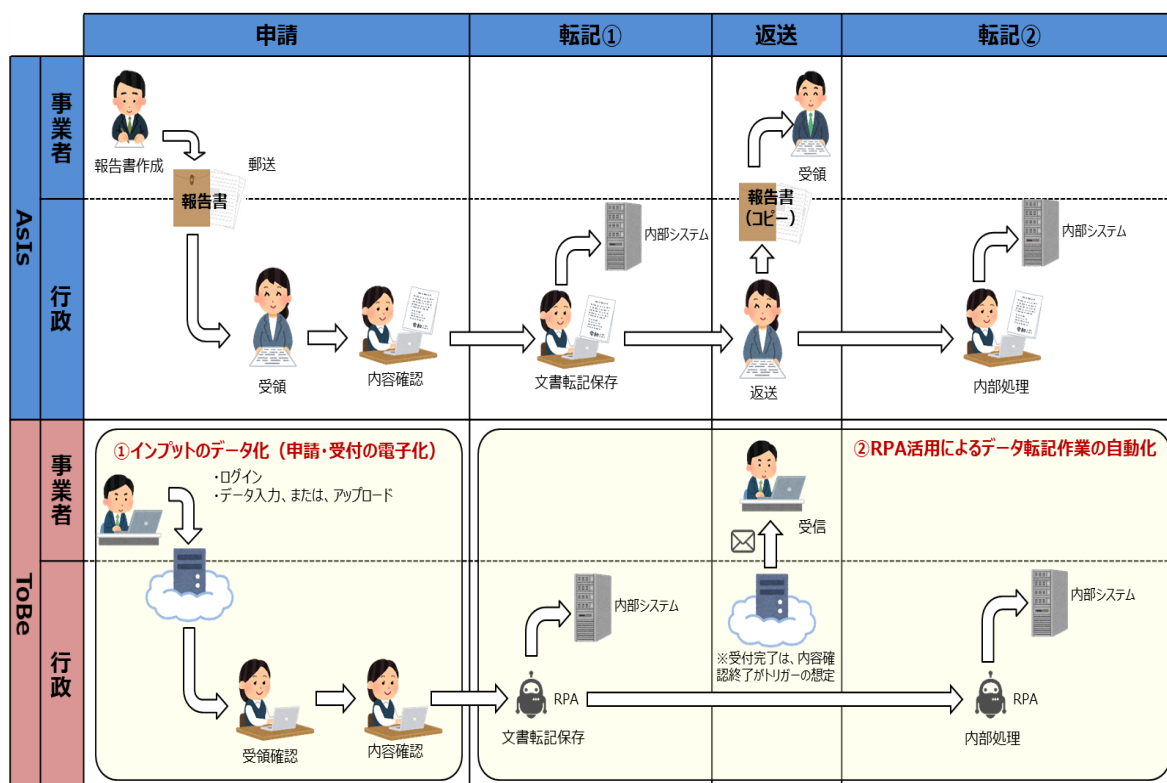
電子化に向けた ToBe 案（割賦販売法）を図表 2-15、2-16、2-17、2-18、2-19 に示す。

図表 2-15 は、「登録申請事項変更登録」に係る手続きの ToBe フロー案である。図表 2-12 で示した改善策・解決策を踏まえて作成を行った。



図表 2-15 ToBe フロー案（登録申請事項変更登録）

図表 2-16 は、「財産及び収支に関する報告書」に係る手続きの ToBe フロー案である。図表 2-12 で示した改善策・解決策を踏まえて作成を行った。



図表 2-16 ToBe フロー案（財産及び収支に関する報告書）

図表 2-17 は、「①インプットのデータ化」を実現する際に想定される 4 つの導入方針とその概要、導入イメージをまとめたものである。

No	導入方針	概要	導入イメージ
1	オンラインストレージ	・ファイルデータをオンライン上で共有できるオンラインストレージで、システムを導入する ・申請や受付するファイルデータを事業者がアップロードし、行政がそのファイルデータをダウンロードすることで手続きを実施する	①ログイン ②ファイルアップロード ファイルの受受のみ ①受領確認 ②フォーマットチェック ③記入・添付漏れチェック ④内容正当性確認
2	ローコード開発	・入力などのフォーム単位でパーツ化され、それらを組み合わせることでシステムを構築する ・事業者がシステム上のフォームに入力、添付資料をアップロードし、行政が内容を閲覧またはダウンロードすることで手続きを実施する	①ログイン ②データ入力 ③ファイルアップロード ①フォーマットチェック ②記入・添付漏れチェック ※チェックは用意されたもののみ（必須等） ①受領確認 ②記入漏れチェック ③内容正当性確認
3	パッケージ開発 (カスタマイズ想定)	・申請などの機能単位でテンプレート化されたパッケージを用いてシステムを構築する ・提供機能以外はカスタマイズが必要 ・事業者がシステム上のフォームに入力、添付資料をアップロードし、行政が内容を閲覧またはダウンロードすることで手続きを実施する	①ログイン ②データ入力 ③ファイルアップロード ①フォーマットチェック ②記入・添付漏れチェック ①受領確認 ②内容正当性確認
4	フルスクラッチ開発	・ローコードの機能テンプレートやパーツを用いず、システムを1から全て構築する ・事業者がシステム上のフォームに入力、添付資料をアップロードし、行政が内容を閲覧またはダウンロードすることで手続きを実施する	①ログイン ②データ入力 ③ファイルアップロード ①フォーマットチェック ②記入・添付漏れチェック ③内容正当性確認 ※③は全ては無く一部 ①受領確認 ②内容正当性確認

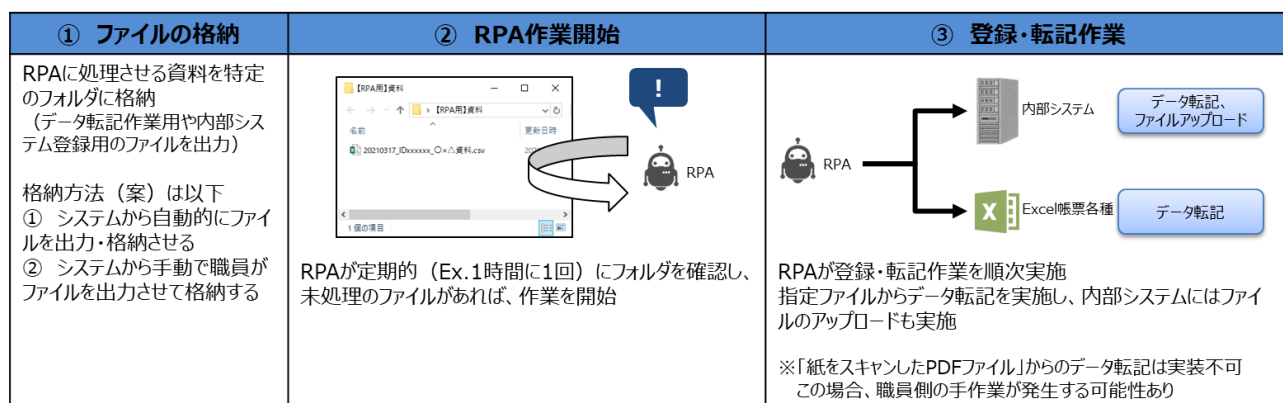
図表 2-17 ①インプットのデータ化における導入方針

図表 2-18 は、図表 2-17 で示した 4 つの導入方針について、導入期間やコスト、体制、機能等を観点に、メリット・デメリットを整理したものである。

No	導入方針	メリット	デメリット
1	オンラインストレージ	・導入期間やコストが最も抑えられる ・原課による運用・保守の負担も少ない	・資料のアップロードやダウンロードのみであり、入力チェックは実装出来ない ・gBizIDとの連携は現状は不可
2	ローコード開発	・gBizIDとの連携が可能 ・経産省職員でも構築は不可能ではない	・提供された範囲内でしか実装は難しい ・導入期間は時間を要し、その為の体制も必要 ・原課による運用・保守の負担が発生する（開発ベンダーで構築しない場合は、全ての作業を原課が負担）
3	パッケージ開発 (カスタマイズ想定)	・導入期間やコストはスクラッチ開発よりも抑えられる ・用意された入力チェックであれば、実装可能	・機能単位で提供された範囲内でしか実装は難しく、カスタマイズが必要となる ・原課による運用・保守の負担が発生する（開発ベンダーの構築必須） ・gBizIDとの連携は難易度が高い
4	フルスクラッチ開発	・どんなニーズにも対応した機能の実装が可能 ・gBizIDとの連携が可能	・導入期間やコストともに最も費用が発生する ・原課による運用・保守の負担が発生する（開発ベンダーの構築必須）

図表 2-18 ①インプットのデータ化における導入方針のメリット・デメリット

図表 2-19 は「②RPA 活用によるデータ転記作業の自動化」におけるフロー概要（案）を示したものである。



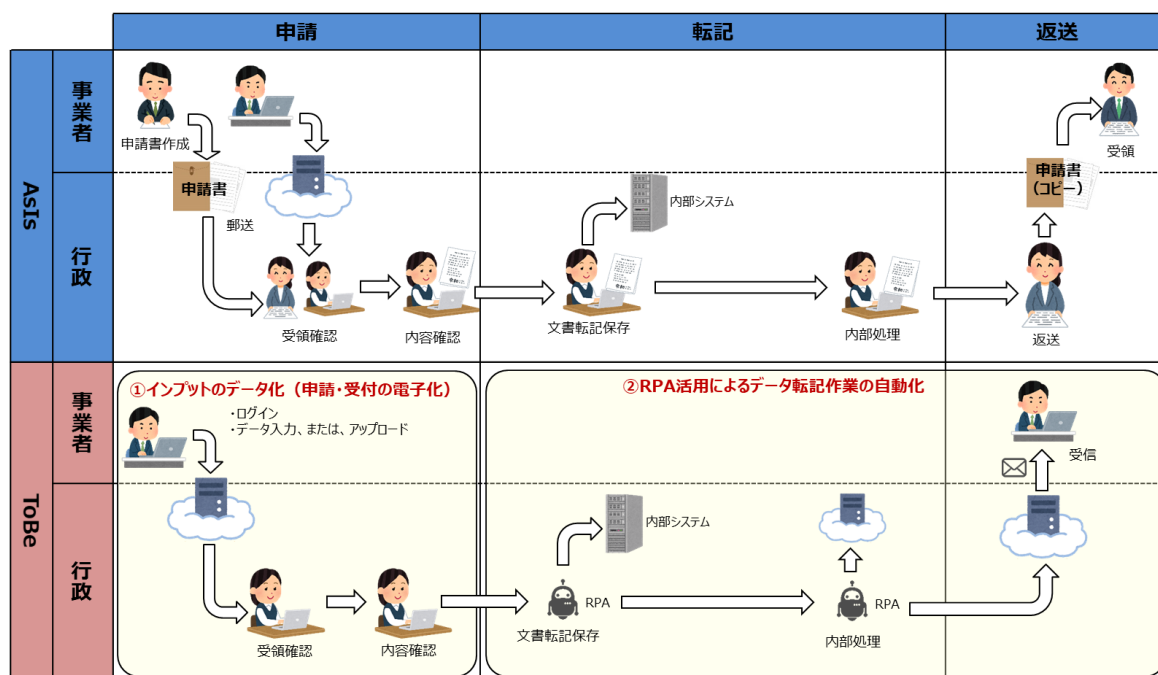
図表 2-19 ②RPA 活用によるデータ転記作業の自動化におけるフロー概要（案）

(2) 電子化に向けた ToBe 案(商品先物取引法)

電子化に向けた ToBe 案（商品先物取引法）を図表 2-20 に示す。

なお、「①インプットのデータ化における導入方針」、「①インプットのデータ化における導入方針のメリット・デメリット」、「②RPA 活用によるデータ転記作業の自動化におけるフロー概要（案）」は、それぞれ図表 2-17、2-18、2-19 と同様である。

図表 2-20 は「商号等変更の届出書の提出」に係る手続きの ToBe フロー案である。図表 2-12 で示した改善策・解決策を踏まえて作成を行った。



図表 2-20 ToBe フロー案（商号等変更の届出書の提出）

2.5.2 商取引監督課商先班との ToBe 案に関する意見交換

以下のように関東経済産業局に対して、対象行政手続きの電子化に向けた ToBe 案を用いて、意見交換を実施した。

実施日	時間	実施場所	ヒアリング対象者
2021 年 3 月 17 日	14 : 00～ 15 : 00	Web 会議	情報プロジェクト室職員 1 名 商取引監督課職員 4 名

図表 2-21 商取引監督課商先班との ToBe 案に関する意見交換

2.5.3 関東経済産業局との ToBe 案に関する意見交換

以下のように関東経済産業局に対して、対象行政手続きの電子化に向けた ToBe 案を用いて、意見交換を実施した。

実施日	時間	実施場所	ヒアリング対象者
2021 年 3 月 18 日	10 : 30～ 11 : 30	Web 会議	関東経済産業局職員 4 名 情報プロジェクト室職員 1 名 商取引監督課職員 2 名

図表 2-22 関東経済産業局との ToBe 案に関する意見交換

以上